

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和5年3月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和5年5月22日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 浅野弥史

(様式)

消（総）第12号
令和5年 4月20日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

消防本部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和5年3月28日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
予防課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 山形市危険物安全協会の経理事務において、立替払をしているものがあった。	各種団体の経理事務において、私費等による立替払は厳に慎むことを徹底し、物品購入等の際は見積額等を確認後、金融機関から支払額を引き落として支払いを行うことを確認し、適正に執行してまいります。